狭あい道路拡幅整備事前協議の手引き

1 対象

建築基準法第42条第2項の規定する道路に接した敷地での建築行為を行なう場合

2 事前協議書に添付するもの

- ①案内図
- ②道路拡幅用地及び周辺の土地の公図の写し
- ③拡幅整備前後の状況のわかる敷地の配置図及び断面図
- ④ 道路後退用地の写真

3 注意事項

- ・建築基準法では、建物を建築する場合、道路中心線から2mの部分(後退用地)に、 建物を建築したり門や塀をつることは出来ません。
- ・後退用地は、建築主が更地にして下さい。
- ・宅地分譲目的の業者の場合は、狭あい事業を使っての寄付は受けられません。寄付 のご希望がある場合は、市維持管理課にご相談下さい。
- ・建替え等の工事がなくても、いつでも寄付の申込が出来ます。

申請の前にまちづくり指導課に相談してください!

問合せ、申請書提出先は 都市計画部まちづくり指導課

Tel934—4762 Fax933—1412 E-mail mati-sido@city.numazu.lg.jp